



# 鳥取県公報

平成15年 2月25日(火)  
第 7 4 6 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|      |                                               |
|------|-----------------------------------------------|
| 告 示  | 審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の一部改正 (108) (県民室) ..... 1 |
|      | 生活保護法による介護機関の指定 (109) (福祉保健課) ..... 2         |
|      | 県営土地改良事業計画の変更 (110) (耕地課) ..... 3             |
|      | 保安林の指定の解除 (2件) (111・112) (森林保全課) ..... 3      |
|      | 保安林の指定の解除予定 (113) (＃) ..... 4                 |
|      | 漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意 (114) (水産課) ..... 4  |
|      | 建設業法による建設業者の許可の取消し (115) (管理課) ..... 4        |
|      | 公共測量の終了 (116) (＃) ..... 5                     |
| 公安規則 | 鳥取県公安委員会運営規則の一部を改正する規則 (1) (総務課) ..... 5      |
| 調達公告 | 公募型指名競争入札の実施 (5件) (管理課) ..... 6               |

## 告 示

### 鳥取県告示第108号

審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針 (平成12年鳥取県告示第218号) の一部を次のように改正する。

平成15年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後                                                                                                            | 改 正 前                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 会議の公開<br>審議会等の会議は、公開とする。ただし、 <u>法令又は条例 (以下「法令等」という。) の規定により公開することができないとされているとき及び次のいずれかに該当する場合であって4により当該会議で</u> | 3 会議の公開の <u>基準</u><br>審議会等の会議は、 <u>法令又は条例 (以下「法令等」という。) の規定により公開することができないとされている場合を除き、公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しない</u> |

非公開を決定したときは、この限りでない。

(1)及び(2) 略

#### 4 例外として会議を非公開とする場合の手続等

(1) 審議会等の長は、当該審議会等の会議が3の(1)又は(2)に該当する場合(当該会議中に3の(1)又は(2)に該当するに至った場合を含む。)であって、当該会議を非公開とすることが適当であると認めるときは、当該会議に諮って非公開の決定を行うものとする。

(2) 審議会等は、(1)により会議の非公開を決定しようとする場合において、3の(1)又は(2)に該当する部分とそれ以外の部分を分割して審議することができるときは、当該3の(1)又は(2)に該当する部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分に係る会議は、公開しなければならない。

(3) 審議会等は、その会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

ことができる。

(1)及び(2) 略

#### 4 公開又は非公開の決定

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、3の会議の公開の基準に基づき、当該審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。

(2) 審議会等が会議を公開しないことを決定したときは、当該審議会等は、その理由を明らかにしなければならない。

### 鳥取県告示第109号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 介護老人保健施設

| 名 称          | 所 在 地        | 指 定 年 月 日   |
|--------------|--------------|-------------|
| 介護老人保健施設はまなす | 西伯郡中山町田中1383 | 平成15年 2月19日 |

#### 2 居宅介護事業者

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地 | 居宅介護事業の種類 | 指定年月日 |
|-----|------------|------------|-------------|-----------|-------|
|     |            |            |             |           |       |

|               |                     |                  |                  |                              |                 |
|---------------|---------------------|------------------|------------------|------------------------------|-----------------|
| 医療法人佐々木<br>医院 | 西伯郡中山町田<br>中646 - 1 | 介護老人保健施<br>設はまなす | 西伯郡中山町田<br>中1383 | 通所リハビリテ<br>ーション、短期<br>入所療養介護 | 平成15年 2月19<br>日 |
|---------------|---------------------|------------------|------------------|------------------------------|-----------------|

**鳥取県告示第110号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業小鹿地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間  
平成15年 2月25日から21日間
- 縦覧に供する場所  
三朝町役場
- 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第111号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 解除に係る保安林の所在地  
気高郡青谷町大字青谷字夏泊5516の1（次の図に示す部分に限る。）、5516の2、5516の3、字赤鯛5540の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
魚つき
- 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第112号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在地  
気高郡青谷町大字青谷字夏泊5516の1・字赤鯛5539・5540の1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第113号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成15年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字大背字ツヅラ原奥1551の1・1551の3・1551の4・1551の21・1551の25・1551の32・1563の1・1563の11・1563の12 (以上9筆について次の図に示す部分に限る。)、1563の16、字カウカ谷奥1564の1・1565の1・1565の2・1570の1・1571・1572 (以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、1573、1577・1578 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1579、1580・1581 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1583
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路事業用地及び河川管理施設事業用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第114号**

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、御来屋加入区及び中山加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成15年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第115号**

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成15年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 処分をした年月日  
平成15年 2月19日

2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号

有限会社開洋 代表取締役 村上 大治

岩美郡福部村大字細川16 - 3

鳥取県知事許可（般 - 9）第5087号

鳥取県知事許可（般 - 12）第5087号

3 処分の内容

全ての建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

有限会社開洋の代表取締役である村上大治は、東和建设有限会社の代表取締役に就任していたところ、同社において建設業法第3条第1項の規定に違反して許可を受けずに建設業を営んだことにより、平成14年12月25日、罰金の刑に処せられた。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に掲げる事由のうち、同法第8条第10号に該当するに至った場合に該当する。

**鳥取県告示第116号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、広島防衛施設局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成15年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 公共測量（施設測量）

2 作業地域 米子市両三柳

3 終了年月日 平成15年 1月17日

**公 安 規 則**

鳥取県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 2月25日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

**鳥取県公安委員会規則第1号**

鳥取県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

鳥取県公安委員会運営規則（昭和29年鳥取県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--------|--------|
| (定例会議) | (定例会議) |

第4条 定例会議は、毎月4回定例日時に開くものとし委員長がこれを招集する。

第4条 定例会議は、毎月3回定例日時に開くものとし委員長がこれを招集する。

#### 附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 工事の概要

- (1) 工 事 名 鳥取情報ハイウェイ整備工事 (祢宜谷～吉成～布袋)
- (2) 工事場所 鳥取県東部地域
- (3) 工事内容

本件工事は、鳥取情報ハイウェイ整備工事の鳥取県東部地域幹線部分のうち、国道29号沿いを鳥取市吉成から同市祢宜谷までの間及び国道53号沿いを鳥取市吉成から八頭郡河原町大字布袋までの間に光ケーブルを敷設するものである。なお、鳥取市吉成から同市祢宜谷までの間の途中において、鳥取環境大学に光ケーブルの引き込みを行うものである。

### (4) 工事の概要

ア 管路内光ケーブル敷設工事 (ケーブル仕様SM-100C、SM-80C、SM-8C) 11キロメートル  
イ 光ケーブル架渉工事 (ケーブル仕様SM-8C) 0.1キロメートル

- (5) 工 期 平成15年3月から同年9月30日まで
- (6) 予定価格 71,946,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

### 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気通信工業業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成13年鳥取県告示第291号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、通信設備工事に係るものを有すること。
- (4) 平成15年2月25日 (火) から同年3月4日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成14年4月1日 (月) から平成15年3月4日 (火) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
- (6) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月

30日までの間にあるものに限る。)の結果における電気通信工事の総合評点が1,000点以上であること。

(7) 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している電気通信工事で、管路内に光ケーブルを10キロメートル以上敷設したもの(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が50パーセント以上のものに限る。

(8) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

ア 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

イ 電気通信工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術資格者証の交付を受けている者であること。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、(8)に掲げる監理技術者に加え、(8)のイに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年2月25日(火)から同年3月4日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

##### ア 交付期間及び時間

平成15年2月25日(火)から同年3月4日(火)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

##### イ 交付場所

|              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 鳥取市東町一丁目220  | 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階) |
| 鳥取市立川町六丁目176 | 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)  |
| 八頭郡家町大字郡家100 | 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)  |
| 倉吉市東巖城町2     | 鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)  |
| 米子市鞆町一丁目160  | 鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)  |
| 日野郡日野町根雨730  | 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課       |

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

##### ア 提出期間及び時間

(1)のイと同じ。

##### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

##### ウ 提出方法

持参すること。

#### (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

### 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されると

は限らない。

- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とすることができる。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 工事の概要

- (1) 工 事 名 鳥取情報ハイウェイ整備工事（祢宜谷～郡家、布袋～智頭）
- (2) 工事場所 鳥取県東部地域
- (3) 工事内容

本件工事は、鳥取情報ハイウェイ整備工事の鳥取県東部地域幹線部分のうち、国道29号沿いを鳥取市祢宜谷から八頭郡郡家町大字郡家までの間及び国道53号沿いを八頭郡河原町大字布袋から八頭郡智頭町大字智頭までの間に光ケーブルを敷設するものである。なお、鳥取市祢宜谷から八頭郡郡家町までの間の途中において、鳥取県八頭総合事務所に光ケーブルの引き込みを行うものである。

#### (4) 工事の概要

- ア 管路内光ケーブル敷設工事（ケーブル仕様SM-100C、SM-80C、DSF1-8C+SM8C）  
25キロメートル
- イ 光ケーブル架渉工事（ケーブル仕様DSF-80C-SSD、SM-160C、SM-24C） 1.2キロメートル

- (5) 工 期 平成15年3月から同年9月30日まで
- (6) 予定価格 149,955,750円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気通信工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第291号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、通信設備工事に係るものを有すること。
- (4) 平成15年2月25日（火）から同年3月4日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。



- (5) 平成14年4月1日(月)から平成15年3月4日(火)までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (6) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における電気通信工事の総合評点が1,000点以上であること。
- (7) 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している電気通信工事で、管路内に光ケーブルを10キロメートル以上敷設したもの(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が50パーセント以上のものに限る。
- (8) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
- ア 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。
- イ 電気通信工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術資格者証の交付を受けている者であること。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、(8)に掲げる監理技術者に加え、(8)のイに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年2月25日(火)から同年3月4日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>)/[nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm](http://www.pref.tottori.jp/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm))から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

##### ア 交付期間及び時間

平成15年2月25日(火)から同年3月4日(火)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

##### イ 交付場所

|              |                           |
|--------------|---------------------------|
| 鳥取市東町一丁目220  | 鳥取県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階) |
| 鳥取市立川町六丁目176 | 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内) |
| 八頭郡家町大字郡家100 | 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内) |
| 倉吉市東巖城町2     | 鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内) |
| 米子市鞆町一丁目160  | 鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内) |
| 日野郡日野町根雨730  | 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課      |

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

##### ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

##### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土整備部管理課建設業係

##### ウ 提出方法

持参すること。

#### (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

#### 4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とするところがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 工事の概要

- (1) 工 事 名 3・4・8号宮下十六本松線外1緊急地方道路整備工事（千代大橋上部工）
- (2) 工事場所 鳥取市幸町
- (3) 工事内容

本件工事は、上下線分離構造となっている千代大橋東側に右折車線を設けるため、橋りょう上部の一部を一体構造とし、必要な補強を行うものである。

#### (4) 工事の規模、構造等

施 工 延 長 L = 182.4m

幅 員 W = 3.7m

橋りょう補強工 縦桁新設 1本

横桁新設 21本

横桁補強 9か所

ダイヤフラム補強 54か所

床 版 工 1式

- (5) 工 期 着工の日から280日間
- (6) 予定価格 91,673,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鋼構造物工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許

可を受けていること。

- (3) 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第291号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。
- (4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における鋼橋上部工事の総合評点が1,000点以上であること。
- (5) 平成15年2月25日（火）から同年3月4日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成14年4月1日（月）から平成15年3月4日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (7) 平成5年度以降に工事が完了し、引渡しの了している連続鋼桁橋（道路橋に限る。）の上部工の桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (8) 現地において架設を実施する期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
- ア 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。
- イ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
- ウ 鋼構造物工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、現地において架設を実施する期間中、(8)に掲げる監理技術者に加え、(8)のイに掲げる基準を満たす主任技術者又は(8)のイ及びウに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年2月25日（火）から同年3月4日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

#### ア 交付期間及び時間

平成15年2月25日（火）から同年3月4日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

#### イ 交付場所

|              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 鳥取市東町一丁目220  | 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階） |
| 鳥取市立川町六丁目176 | 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）  |
| 八頭郡家町大字郡家100 | 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）  |
| 倉吉市東巖城町2     | 鳥取県倉吉地方県土整備局総務課（中部総合事務所内）  |
| 米子市菟町一丁目160  | 鳥取県米子地方県土整備局総務課（西部総合事務所内）  |
| 日野郡日野町根雨730  | 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課       |

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

## ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

## イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

## ウ 提出方法

持参すること。

## (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

## 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とすることがある。

(8) この公告に示した工事に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年 2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

(1) 工 事 名 広域農道東伯中央地区工事（3 - 3号橋上部工）

(2) 工事場所 東伯郡東伯町大字八橋

(3) 工事内容

本件工事は、倉吉市桜から中山町羽田井までを結ぶ農道の橋りょう上部工の製作及び架設を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

設 計 荷 重 B活荷重

上部工形式 3径間連続非合成<sup>はなけた</sup>鈹桁

橋 長 L = 140.6m

幅 員 W = 7.5m（車道幅員6.0m）

平 面 線 形 直線

- (5) 工 期 平成15年3月から平成16年3月25日まで  
(6) 予定価格 224,343,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(2) 鋼構造物工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。  
(3) 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成13年鳥取県告示第291号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。  
(4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間にあるものに限る。) の結果における鋼橋上部工事の総合評点が1,100点以上であること。  
(5) 平成15年2月25日 (火) から同年3月4日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(6) 平成14年4月1日 (月) から平成15年3月4日 (火) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。  
(7) 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している連続鋼桁橋 (道路橋に限る。) の上部工の桁製作から架設までの一連の工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。  
(8) 現地において架設を実施する期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。  
ア 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等 (以下「技術者等」という。) として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。  
イ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。  
ウ 鋼構造物工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。  
(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、現地において架設を実施する期間中、(8)に掲げる監理技術者に加え、(8)のイ及びウに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

## 3 技術資料の作成及び提出

### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年2月25日 (火) から同年3月4日 (火) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>) から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

#### ア 交付期間及び時間

平成15年2月25日 (火) から同年3月4日 (火) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後4時まで

#### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎5階)  
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課 (東部総合事務所内)  
八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課 (八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉地方県土整備局総務課（中部総合事務所内）  
米子市花町一丁目160 鳥取県米子地方県土整備局総務課（西部総合事務所内）  
日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年2月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 県立境港総合技術高等学校教室・海洋・福祉棟新築工事（建築第一工区）

(2) 工事場所 境港市竹内町

(3) 工事内容

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、県立境港総合技術高等学校の教室・海洋・福祉棟の新築工事を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の県立境港総合技術高等学校教室・海洋・福祉棟新築工事（建築第二工区）、

電気設備工事、機械設備工事及び植栽工事と協調を図り実施する。

(4) 工事の詳細

校舎 鉄筋コンクリート造4階建

建築面積 797.09㎡

延べ面積 2,604.92㎡

(5) 工 期 平成15年3月から平成16年3月10日まで

(6) 予定価格 461,981,100円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 県内に本店に有する者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建築工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

エ 平成12年鳥取県告示第330号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。

オ 平成15年2月25日(火)から同年3月4日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 平成14年4月1日(月)から平成15年3月4日(火)までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

キ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般建築工事に係る総合点数が1,030点以上であること。

イ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物の建築工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第

27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

(4) その他

入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、(3)のイに掲げる監理技術者に加え、(3)のイのウに掲げる基準を満たす主任技術者又は(3)のイのイ及びウに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置しなければならない。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年2月25日(火)から同年3月4日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年2月25日(火)から同年3月4日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

|               |                            |
|---------------|----------------------------|
| 鳥取市東町一丁目220   | 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階) |
| 鳥取市立川町六丁目176  | 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)  |
| 八頭郡郡家町大字郡家100 | 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)  |
| 倉吉市東巖城町2      | 鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)  |
| 米子市鞆町一丁目160   | 鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)  |
| 日野郡日野町根雨730   | 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課       |

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を



落札者とすることがある。

- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とすることがある。

